

運 営 規 程

株式会社 ゴールデンコンパス

株式会社 ゴールデンコンパス レンタル事業部

(事業の目的)

第1条 株式会社ゴールデンコンパスが開設する株式会社ゴールデンコンパス レンタル事業部（以下「事業所」という。）が行う指定福祉用具貸与（以下すべての福祉用具貸与に関して介護予防も対象に含むこととする。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員（介護福祉士、義肢装具士、看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士）又は厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会終了者、若しくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認めるもの（以下「専門相談員」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定福祉用具貸与を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者及び要支援者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、日常生活上の便宜を図り、その機能訓練等に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①名称 株式会社 ゴールデンコンパス レンタル事業部

②所在地 石川県金沢市松村4丁目468番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

①管理者 1名

(管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。)

②専門相談員 2名以上

(専門相談員は、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行う。)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

①営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、祝日、お盆休み、12月30日から1月3日までを除く。

②営業時間 午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(福祉用具貸与の提供方法、内容及び利用料等)

第 6 条 福祉用具貸与の提供方法及び内容は次のとおりとし、当該指定福祉用具貸与が法定代理受理サービスである場合は、自己負担分の額とする。

- 2 専門相談員は福祉用具貸与の提供にあたっては、利用者の身体の状態、利用者の希望、そのおかれている環境を踏まえ選定し、専門的知識に基づき福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供する。
- 3 福祉用具の貸与に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行う。また、利用者の心身の状況に応じて福祉用具の調整、修理等を行う。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は、金沢市内とする。

(取扱い種目)

第 8 条 当該福祉貸与事業所が取扱う種目については、下記のとおりとする。

- | | | |
|-----------|--------------|---------|
| ①車いす | ②車いす付属品 | ③特殊寝台 |
| ④特殊寝台付属品 | ⑤床ずれ防止用具 | ⑥体位変換器 |
| ⑦手すり | ⑧スロープ | ⑨歩行器 |
| ⑩歩行補助つえ | ⑪認知症老人徘徊感知機器 | ⑫移動用リフト |
| ⑬自動排泄処理装置 | | |

(福祉用具の消毒及び保管等)

第 9 条 福祉用具の貸与に当たっては、回収した福祉用具をその種類、材質にあわせて別添標準作業所に基づき消毒し、消毒が行われていない福祉用具と区分して保管を行う。なお、福祉用具の保管、消毒については、株式会社生きがい工房及び日建リース工業株式会社に委託して行う。

(苦情処理)

第 10 条 管理者は、提供した指定福祉用具貸与に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

- 2 利用者及び家族は、重要事項説明書に記載の相談窓口の他、下記の行政窓口
に苦情を申し立てができる。

【苦情申立窓口】

国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	ご利用時間	平日 午前9時～午後5時
	電話番号	電話 076-231-1110
石川県社会福祉協議会 運営適正化委員会	ご利用時間	平日 午前9時～午後5時
	電話番号	電話 076-234-2556
金沢市役所介護保険課	ご利用時間	平日 午前9時～午後5時
	電話番号	電話 076-220-2264

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 1 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- 3 前2号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を置く。
- 4 虐待の発生又はその再発を防止するための指針を定める。
- 5 状況により、成年後見制度の利用支援を検討・実施する。

(感染の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、感染症の発生及び蔓延防止のため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 1 事業所における感染症の発生及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所において、従業者に対し、感染症の発生及び蔓延防止のための研修を定期的に実施する。
- 3 前2号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を置く。
- 4 感染症の発生及び蔓延を防止するための指針を定める。

(業務継続計画（BCP）の策定に関する事項)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 当事者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ①採用時研修 採用後2ヵ月以内
- ②継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は利用者、ご家族及び株式会社ゴールデンコンパスとの協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。